

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 12 日（金）、第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 ①国立健康危機管理研究機構法案（内閣提出第 49 号）
②国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 50 号）
・加藤厚生労働大臣、伊佐厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）吉田統彦君（立憲）、早稲田ゆき君（立憲）、井坂信彦君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

吉田統彦君（立憲）

- (1) 国立健康危機管理研究機構、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省感染症対策部の役割及び連携
- (2) 地方衛生研究所等関係
 - ア 本法律案による法令上の位置付け
 - イ 国立健康危機管理研究機構との連携内容
 - ウ 人員体制強化の方策
 - エ 保健所設置自治体の必置機関とすべきとの意見に対する考え
 - オ 今回の法整備で必置機関としなかった理由
 - カ 今後の在り方についての考え
 - キ 未設置自治体と近隣の地域衛生研究所等との連携を強化するための方策
- (3) 法案作成過程における内閣府健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省等各組織の協力の程度
- (4) 国立健康危機管理研究機構が実務面での司令塔として関係する省庁及び機関に対してガバナンスを効かせていくための具体的方策
- (5) 国立健康危機管理研究機構が新型コロナウイルスの流行当初から設置されていたと仮定した場合の対応関係
 - ア 2020 年の流行当初において訪日中国人旅行者に対して可能であったと考えられる対応
 - イ 2023 年春節時期に行われた中国からの直行便入国者に対するサンプル検査についての効果
 - ウ ダイヤモンド・プリンセス号における集団感染の事例に関して可能であったと考えられる対応
- (6) 国立健康危機管理研究機構の予算規模及び統合される国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの予算との比較
- (7) 国立健康危機管理研究機構の研究部門関係
 - ア 機構の中での研究部門の位置付け
 - イ 有為な研究人材の獲得方針及び待遇
 - ウ 有為な研究人材の給与額の決定主体

早稲田ゆき君（立憲）

- (1) 国立健康危機管理研究機構関係
 - ア 政府対策本部が設置される有事における内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省感染症対策部との関係並びに指揮系統
 - イ 政府対策本部が機構から意見聴取すること及び求められない場合でも機構が政府対策本部に意見を述べるができることの確認
 - ウ 機構創設による感染症対策に関するリスクコミュニケーションへの効果
 - エ 科学的中立性という観点からのコロナ禍における米国 CDC の対応についての厚生労働省の分析

- (2) 地方衛生研究所等関係
 - ア 地方自治体に十分な予算措置を講じた上で地方衛生研究所等を必置機関とする必要性
 - イ 人員体制や能力に地域間格差がある地方衛生研究所及び保健所について国の主導で体制強化、機能拡充を計画的に進める必要性
- (3) 児童虐待に関して厚生労働省からなされた要請を受けてのエホバの証人の対応関係
 - ア 要請をした立場である厚生労働大臣の受止め
 - イ 輸血拒否問題及び忌避問題に触れていないエホバの証人の対応についてのこども家庭庁の受止め
 - ウ エホバの証人の対応が不十分な点についてこども家庭庁が再度要請する必要性
- (4) 法テラスの靈感商法等対応ダイヤル関係
 - ア 未成年者も相談できること及び宗教2世問題も相談できることを明示する必要性
 - イ 宗教2世問題という文言を加えた名称に変更する必要性

井坂信彦君（立憲）

- (1) 国立健康危機管理研究機構関係
 - ア 米国CDCの組織及び機能のうち国立健康危機管理研究機構の制度設計に当たり反映させた部分
 - イ 新型コロナウイルスのパンデミック初期に米国CDCが実施した施策
 - ウ 今回の法律案により改善される国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターによる初動対応の内容
 - エ 新型コロナウイルスの「最初の100事例」を国立感染症研究所が収集できた時期及び今回の法律案でそれが早まる可能性
 - オ 大学医学部におけるカリキュラムの見直し等により感染症の専門家を増やしていく必要性
 - カ 国立健康危機管理研究機構の設立により強化される科学的根拠に基づく政策判断のプロセス
 - キ 国立健康危機管理研究機構による科学的助言の内容等を政府が歪めることを防止する規定を設ける必要性
 - ク 政府対策本部に求められた場合以外でも国立健康危機管理研究機構が科学的知見を提供する方法及び機会の有無
 - ケ パンデミック初期は全件検査の徹底が必要不可欠との厚生労働大臣の認識の確認
 - コ 国民の正確な理解に資するよう国立健康危機管理研究機構の情報発信力を強化する必要性
- (2) 地方衛生研究所等関係
 - ア 今回の法整備で感染症の流行初期における地方衛生研究所等での検査体制の早期確立が図られることの確認
 - イ 地方衛生研究所等における検査試薬や検査機器、医療用マスク等の個人防護具の備蓄が充実することの確認
 - ウ 新たな感染症に対応した検査試薬の速やかな量産化に向けた改善策
 - エ 地方衛生研究所における人員体制の格差是正に向けた方策